平成２９年（フ）第２３３号
愛知県岡崎市大樹寺３丁目19番地１　フレスト岡崎大樹寺　101
債務者　大石　好美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
大阪府泉大津市河原町２番22号
債務者　瀧谷　光男
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
大阪府泉大津市助松町３丁目12番20―403号
債務者　森本　　唯（旧姓大窪）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
大阪府岸和田市春木泉町１番16―303号
債務者　森竹　寿恵
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
大阪府和泉市和気町１丁目21番14号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目13番24号
債務者　大地　裕子（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
大阪府岸和田市八幡町７番１―102号、前住所大阪府岸和田市宮前町８番46―410号
債務者　山﨑　道也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２１６号
北海道千歳市大和２丁目７番６―302号　センチュリーマンション
債務者　野中　重樹
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６５号
札幌市西区発寒７条13丁目１番５号　リラコート発寒Ｃ号
債務者　外﨑　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８４号
札幌市中央区南７条西20丁目１番16―406号
債務者　國沢　　一
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９０号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番２―507号
債務者　山下　裕治
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９１号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番２―507号
債務者　山下　晃子（旧姓加賀美）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０９号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目４番１号　ＹＭハイツ103号
債務者　有田ひかり
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１４号
札幌市西区福井10丁目９番14号　ルミエール福井10―101号
債務者　清水　卓也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１５号
札幌市西区福井10丁目９番14号　ルミエール福井10―101号
債務者　清水　奈々（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２３号
札幌市西区琴似２条３丁目１番25号　琴寿園204号
債務者　小竹　一雄
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２４号
札幌市西区琴似２条３丁目１番25号　琴寿園204号
債務者　小竹　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５０号
札幌市手稲区前田３条４丁目１番７―303号
債務者　山田　祐子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部